

要望事項に対する措置状況（兵庫県町村会）

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p><b>1 町行財政基盤の拡充強化</b>            少子高齢化に伴い社会保障関係費等の増加が見込まれる一方で、デジタル化の推進や公共施設の老朽化対策、防災・減災対策など、取り組むべき課題が山積している。このような中、行政サービスを安定的に提供しつつ、町が自主的な施策による町づくりに取り組むためには町財政基盤の確立は不可欠である。よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 地方一般財源である地方交付税の所要総額を確保し、財源保障・財源調整機能が維持されるよう国に働きかけられたい。</p>	<p>喫緊の課題に地方が機動的に対応できるよう必要な地方財政規模、地方一般財源総額を確保するとともに、財源調整機能と財源保障機能を十分に発揮できるよう、地方交付税の総額を確保することについて、国の予算編成等に対する提案等を通じて、国に働きかけている。            今後も、県内市町と緊密に連携しながら国に対して働きかけていきたい。</p>	<p>総務部            （市町振興課・財政）</p>
<p>(2) 地方税財源の確保のため、償却資産に関する固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するよう国に働きかけられたい。</p>	<p>県では、令和7年度国の予算編成等に対する提案（令和6年8月、11月）において、ゴルフ場利用税の堅持について提案を行った。            令和7年度税制改正では、ゴルフ場利用税の制度は堅持された。            今後も、ゴルフ場利用税の堅持について、国に対する働きかけを行っていく。</p>	<p>総務部            （市町振興課・税政）            財務部            （税務課）</p>
<p>(3) 地方版総合戦略の事業推進に欠かすことのできない「デジタル田園都市国家構想交付金」について、対象事業の申請要件を緩和するなど、地域の実情に配慮した自由度の高い交付金とするとともに、その規模を拡充するよう国に働きかけられたい。</p>	<p>本県では、これまでもデジタル田園都市国家構想交付金について、①事業要件の緩和、②予算額の確保を国に要望している。今回、当該交付金に変わり新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）として、予算も増額になり創設されることとなっているが、引き続き、地方にとって使い勝手のよいものとなるよう、総額の確保とともに要望していく。</p>	<p>企画部            （計画課）</p>
<p>(4) ふるさと納税ワンストップ特例制度適用者の所得税控除分相当額を、個人住民税で控除することによって生じる地方税減収額について、全額国費で補てんするよう、引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>県では、令和7年度国の予算編成等に対する提案（令和6年8月、11月）において、本来地方の財源となるべき税収が損なわれるワンストップ特例制度の是正を提案しており、今後も国に対する働きかけを行っていく。</p>	<p>総務部            （市町振興課・税政）            財務部            （税務課）</p>
<p>(5) 公共施設の老朽化対策を着実に推進するため、「公共施設等適正管理推進事業債」について、対象事業を拡充するとともに、除却事業に対する財政措置を充実強化するよう、引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>社会資本の老朽化対策を着実に推進するため、県では、国の予算編成等に対する提案において、①個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設を対象とすること、②公共施設の除却事業に対する地方債の元利償還や公共施設等の老朽化に関する調査・点検経費に対する地方交付税措置など地方財政措置を講じることについて提案を行っている。            令和7年度地方財政政策においては、地方債計画においては、本県が要望する新たな地方財政措置は予定されていないが、必要な措置については引き続き国に提言していく。</p>	<p>総務部            （市町振興課・財政）</p>
<p>(6) 公立文化施設等が地域の元気を創造する拠点として機能を発揮し、心豊かな生活や活力ある地域社会を実現するため、老朽化が進む公立文化施設等の長寿命化や安全確保に要する施設改修及び施設の機能向上に対する財政措置を創設するよう国に働きかけるとともに、県においても財政支援を図られたい。</p>	<p>文化の振興を支援するため、公立文化施設の機能向上等を図るための交付税措置のある地方債を創設するよう、国の予算編成等に対する提案等を通じて、国に働きかけており、今後も、県内市町と緊密に連携しながら国に対して働きかけていきたい。            なお、バリアフリー化に関しては、要件を満たせば、公用施設等適正管理事業債や緊急防災・減災事業債が活用可能なことから、積極的に検討されたい。</p>	<p>総務部            （市町振興課・財政）</p>
<p>(7) 「兵庫県における市町連携のあり方に関する報告書」によって提示された、多くの市町が参画する全県的な枠組みによる市町連携組織の実現に向けて、引き続き県の積極的な連絡調整機能を発揮されたい。</p>	<p>報告書にて提言があった全県的な新たな枠組について、市町と認識を共有するため、令和4年度に県内各地域ごとに意見交換会を開催した。            そこでの各市町の意見を踏まえ、まずは共同処理することが望ましい事務等について、令和5年度に設置した「市町連携の推進に係る検討会議」において、実施に向けた検討や調整を市町とともに進めており、来年度も引き続き検討を進めていく。</p>	<p>総務部            （市町振興課・企画）</p>
<p>(8) 「躍動する兵庫応援事業（県・市町連携枠）」について、予算枠の拡充を図られたい。</p>	<p>「躍動する兵庫応援事業」については、前身の「ひょうご地域創生交付金」を、行財政運営方針の見直しの中で廃止の方針であったところ、財政力の弱い町などから継続要望があり、令和5年度から令和7年度までの3年間、政令市・中核市・交付税不交付団体を除く各市町に対し、毎年3億円（1団体当たりの申請上限額は20百万円）の期間限定の制度として組み立て直した経緯がある。            なお、令和8年度以降の方針は現時点で未定である。</p>	<p>総務部            （市町振興課・財政）</p>

要望事項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p><b>2 デジタル化施策の推進</b>            新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、行政分野や社会経済分野におけるデジタル化が喫緊の課題となる中、行政が直面する課題やリスクに的確に対応するためには、地方行政のデジタル化の推進及びデジタル技術の活用積極的に取り組む必要がある。            よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 法定受託事務であるマイナンバーカード交付事業について、地方負担が発生することのないよう財政支援の拡充を引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>マイナンバーカード交付事務については、県としても令和6年度国の予算編成等に対する提案（R5.11）などにおいて、カードや電子署名の更新者数の増加及び健康保険証との一体化を見据えた出張申請支援等における費用等について、市町の負担が生じないよう財政支援を行うことを提案しており、今後も市町の負担が生じないよう財政支援等必要な要望を行っていく。            なお、マイナンバー交付事務費補助金については、マイナンバーカードの申請に際し病院や福祉施設等に入所し町役場窓口への出頭が困難な方に対する出張申請についても補助対象とされていることから積極的に活用されたい。</p>	<p>総務部            （市町振興課・マイ住）</p>
<p>(2) 規模の小さな自治体ではデジタル業務と他業務との兼務を行っている職員もおり、高い専門知識を有する職員を確保することが非常に困難であることから、パソコンやシステムの共同調達、情報収集や問合せへの対応等、情報分野の業務を一括で担う広域組織を立ち上げるなど、市町域を超えた連携の枠組みを構築する取組を進められたい。</p>	<p>県では、県及び全市町のデジタル部門が参加する電子自治体推進協議会（事務局：県）を設けて、電子入札・電子申告などのシステム共同利用や研修・セミナーの開催を行い、市町の事務負担軽減やデジタル人材育成に対する支援に努めてきた。            加えて、今年度からは、市町ごとに窓口担当となる県職員を指定して相談対応や市町訪問を行い、課題把握や情報提供に取り組んでいる。また、一部の市町には民間専門人材を通年派遣できる国施策を活用し、窓口改革や相談業務の支援ツール導入などに県も参画して伴走支援するなど、市町のDXの支援を強化している。            県としては、県内デジタル部門が参集する協議会の場を活かしていく一方、業務を一括で担う広域組織については、市町により予算や業務委託の状況、DXの推進意向等も異なるため市町の意見を聞き取りながら、電子自治体推進協議会の場も活用して市町と議論・検討していく。</p>	<p>総務部            （市町振興課・企画）            企画部            （情報政策課）            （デジタル改革課）</p>
<p>(3) 自治体DXの取組を推進するため、デジタル化に要する導入経費（専用のシステム・サーバ・ソフトウェア等）及びその後の維持管理経費（保守委託料、ライセンス使用料等）に対する財政支援の拡充を国に働きかけられたい。</p>	<p>国は、「自治体DX推進計画」を通じて、自治体のデジタル化の集中改革を強力に推進しているが、整備費、整備後の維持管理費の負担が全国的な課題となっている。            現行では、自治体のデジタル化の推進に必要な取組に要する経費が普通交付税により措置されているほか、RPAの導入費用等の自治体スマート化に要する経費、自治体職員のDX推進リーダーへの育成経費など特別交付税により措置されている。また、令和7年度からは、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できる「デジタル活用推進事業債」の発行が可能となる。            本県では、「令和7年度国への予算編成に対する提案」において、情報システムの標準化やセキュリティ対策等に必要経費の財政措置や、デジタル田園都市国家構想交付金を引き続き自由度の高い交付金とすることを要請しており、今後も、全国知事会等を含め引き続き要望していく。</p>	<p>総務部            （市町振興課・税政）            企画部            （デジタル改革課）</p>
<p>(4) 競争入札参加資格申請の受付事務については、市町毎に申請様式やデジタル化への対応が異なっていることから、入札参加事業者の負担が大きくなっている。また、規模の小さな自治体ではシステム調達や運用保守等の専門知識を有する職員を確保することが困難な状況である。このような中においても、受付事務のデジタル化を今後一層推進するため、県において競争入札参加資格申請に係る共同システムを調達し、提供されたい。</p>	<p>令和3年度に取りまとめた「兵庫県における市町連携のあり方に関する報告書」を踏まえ、令和4年度には各市町と共同処理事務のニーズや望ましい手法等について意見交換を行った。            意見交換の結果を踏まえ、令和5年度に設置した「市町連携の推進に係る検討会議」のもと、入札参加資格申請に係る共同システムをはじめ、公共施設マネジメント、AIチャットボット、共同購入、の4分野での市町連携の実現に向けワーキンググループを立ち上げ、連携の実現に向けた具体的な検討を進めることとしたところである。            しかしながら、令和6年3月に、国において「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」が発足し、入札参加資格審査の申請項目や申請方法等の共通化やシステムの整備方法等の検討が開始されたことを受け、入札参加資格申請に係る共同システムにかかる本県のワーキンググループは休止することとした。            今後の国の動向を注視しつつ、本県における入札参加資格申請に係る共同システムの調達、提供に向けた取組について、検討してまいりたい。</p>	<p>総務部            （市町振興課・企画）</p>

要望事項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p><b>3 地域防犯対策事業の拡充強化</b>  地域の防犯力を高め、安全安心な地域社会を構築するためには、犯罪予防を目的とした事業に対する財政的支援は不可欠である。  よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 地域防犯まちづくり活動における防犯設備の充実のため、県の「防犯カメラ設置補助事業」を継続するとともに、本制度に基づく設置済み防犯カメラ（アナログ型）の更新補助など事業の拡充を図られたい。</p>	<p>県では、平成22年度から防犯カメラ設置補助事業を開始し、令和5年度までに5,273箇所での設置を支援してきた。また、市町による直接設置も含めると、県全体で15,466箇所に設置されている。こうした中、防犯カメラについては、犯罪の抑止や早期解決に対する有効性が普及し、現在も新規設置のニーズが認められることから、令和7年度においても、全県で250箇所分の補助を実施する。  補助額は市町補助額の1/2、1台あたりの上限を4万円とする。  なお、メンテナンス・更新については、人通りの変化など地域の状況や住民の意見を踏まえて、市町自らが判断して実施することが柔軟かつ効率的であると考えている。</p>	<p>県民生活部  （くらし安全課）</p>
<p>(2) ICTを活用した安全安心なまちづくりの推進と、地域の子どもの通学時の安全確保や高齢者の見守りなどを行うため、県の支援事業として、町が単独で広域的に行う見守りカメラ（ネットワーク型）の設置、維持管理及び更新に対する補助制度を創設されたい。</p>	<p>県では平成22年度から、防犯カメラの有効性を普及するため、自治会等の地域団体が設置する費用に対して、先導的に補助事業に取り組んできた。  このような中、各市町においても、独自に駅前・通学路など犯罪の発生しやすい場所への防犯カメラの設置やICTを活用した防犯カメラの設置が進んでいると認識している。  県としても防犯上必要な場所に計画的に防犯カメラの設置が進むよう、県警との連携を強化するとともに、設置が進んでいない市町に課題をお聞きするなど、どのような支援ができるのか、検討していく。</p>	<p>県民生活部  （くらし安全課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p><b>4 人権擁護対策の充実強化</b></p> <p>社会的身分や門地等による不当な差別や人権侵害は今なお存在しており、人権尊重の意識が十分に定着しているとは言えない状況である。</p> <p>特に、急速に普及するインターネット上の人権侵害を防止するための取組が求められている。</p> <p>よって、県におかれては、インターネット上の人権侵害に対し、プロバイダ事業者等への削除要請、人権侵害の防止及び被害救済に係る法的措置をはじめ実効性のある対策を講じるよう、引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>人権擁護対策の充実強化については、国（法務省）に対し、人権救済制度の創設をはじめとする人権擁護のための早急な法整備やインターネットによる人権侵害防止に向けた対策の強化等を毎年継続して提案している。</p> <p>また、令和元年には、被差別部落の所在地等を記した「部落地名総鑑 復刻版」がインターネット上に流布している事案について、国（法務省）に対し、プロバイダへの削除要請等所要の対応及び法的措置を含めた抜本的対策の実施を要請した。</p> <p>なお、県においては、平成30年度からインターネット・モニタリング事業を実施し、差別的な書き込み等の抑止を図るとともに、悪質な事案については、表現の自由に十分配慮しながら、プロバイダ事業者や法務省(神戸地方方法務局)に対し削除依頼を行なっている。</p> <p>さらに、令和4年度から兵庫県弁護士会と連携し、インターネット上の誹謗中傷等の被害者のための専門相談窓口を(公財)兵庫県人権啓発協会に開設し、法的な救済に繋げている。</p>	<p>県民生活部 (総務課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p><b>5 消費者行政の推進に係る財政支援の充実強化</b>  消費者トラブル等が多発する中、安全安心なまちづくりを進めるためには、どこに住んでいても住民が質の高い消費生活相談や救済を受けられる体制の整備が不可欠である。よって、県におかれては、消費生活相談体制の充実や消費生活相談窓口の機能強化及び消費者教育を推進するため、「地方消費者行政強化交付金」に係る要件の緩和及び財政支援の拡充を引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>平成21年度より開始された消費生活相談体制の充実や消費者教育の推進など、地方消費者行政の充実強化のための国交付金（定額）は、対象となる事業が平成29年度までに開始されたものに限られ、さらに、事業ごとに活用期間の終期が決められ、平成30年度の交付額は前年度の約6割に減額された。平成30年度より新設された交付金（強化事業）は、使途が限定されるうえ、多くの事業メニューは補助率1/2（自主財源比率が基準を満たしていない場合は1/3）となっている。</p> <p>本県では、国の目標である「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を整備する」には、国が地方消費者行政に必要な財源を恒久的に確保し、長期的な支援の方向を示す必要があると考え、令和6年度「地方消費者行政の安定的推進に向けた財源の確保」について、国への提案・要望を行った。</p> <p>今後も引き続き、地方消費者行政を安定的に推進するため、他の自治体とも協働で、国に要望していく。</p> <p>&lt;本県からの国への提案・要望&gt;  ・兵庫県：国の予算編成等に対する提案（R6年8月・11月）</p>	<p>県民生活部  （県民躍動課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p><b>6 防災・減災対策の充実強化</b> 住民の安全・安心を確保し、生命及び財産を守るため、地震・津波・豪雨等大規模災害に対応した防災・減災対策の充実強化を図ることが不可欠である。 よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 地震・津波・豪雨等大規模災害に対し、国の防災関係機関や市町との連携を深め、広域的な協力体制を整備されたい。</p>	<p>県では、災害等の緊急事態の発生に備え、県災害対策センターにおいて、宿日直などの24時間監視・即応体制を運用するとともに、平時から市町や国の防災機関等との災害時の情報連絡体制を確立している。 大規模災害時に災害対応の知識や経験を持つ県・市町職員等を派遣し、被災市町の応急対策を支援する「ひょうご災害緊急支援隊」や、県及び市町で締結した「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」などを活用し、災害発生時に県内の被災市町等への支援体制も備えている。 さらに、県と市町の連携を深めるため、県・市町防災力強化連携チームを市町へ派遣し、各市町の自己点検結果を踏まえた意見交換や、先進的な事例の紹介等を行い、県全体の防災力の充実強化を図っている。 また、兵庫県が広域防災局を担当する関西広域連合では、大規模広域災害発生時に的確かつ機動的に対応するため、「関西防災・減災プラン」、「関西広域応援・受援実施要綱」及び災害対応別マニュアルの策定等を行っており、救援物資、応援要員、広域避難などの応援・受援により、関西が一体となって災害対応にあたる。平常時には、広域連合が実施する関西広域応援訓練、関係機関・団体等との連携推進など、防災・減災事業に取り組み、関西全体としての災害対応能力の向上を図る。</p>	<p>危機管理部 (防災支援課) (災害対策課)</p>
<p>(2) 自主防災組織の活性化や、減少が続く消防団員の確保、防災士・防災ボランティアの育成と活動環境の整備に係る更なる支援を図られたい。</p>	<p>【県民生活部】 ひょうごボランティアプラザでは、「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」を設置し、平時から災害ボランティア支援機関間のネットワークの形成・強化を図るとともに、「ひょうご若者災害ボランティア隊」を設置している。 また、市町ボランティアセンターの災害ボランティア活動や災害への備えを強化するための「ひょうご災害ボランティア活動サポート事業」や、市町社会福祉協議会における「災害ボランティアマニュアル」策定の支援も実施している。 令和元年度から、大規模災害被災地でボランティア活動を行うための交通費等を助成する「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト」を創設し、災害ボランティアが活動しやすい環境づくりを推進している。</p> <p>【危機管理部】 自主防災組織の支援については、市町と連携しながら、県として、ひょうご安全の日推進事業等により、自主防災組織の活性化を図る。また、地域防災の担い手として活動する人材を育成することを目的に、自主防災組織のリーダー等を対象に、「防災士」の受験資格が付与される「ひょうご防災リーダー講座（基礎コース）」を、また、地域における防災人材の裾野を広げるためのワークショップ運営等、アウトプットスキルを習得できるよう基礎コース修了者を対象とした「ひょうご防災リーダー講座（ステップアップコース）」を、いずれも県立広域防災センターで引き続き実施する。これに加え、自主防災組織の訓練指導等を行うための防災資機材の無償貸付を引き続き実施するほか、防災リーダーの活動を推進するため防災リーダー活動推進大会を開催する。 消防団員の確保については、(公財)兵庫県消防協会と連携し、団員の確保に資する事業支援、団員の表彰や教育訓練を実施するほか、女性をはじめとした消防団員の加入促進活動や訓練・研修への補助等により、消防団の充実強化に取り組む。 また、女性消防団員等が中心となり実施する女性消防団員加入促進に係る体制・施設整備等先進的な取組に要する経費に対しを支援する。</p>	<p>県民生活部 (県民躍動課) 危機管理部 (消防保安課)</p>
<p>(3) 老朽化する地域の集会所が災害時に住民の避難所として十分に機能するよう、施設整備に係る補助制度の創設を国に働きかけられたい。</p>	<p>本県では、避難所管理運営指針により、地域の集会所などを避難所として活用する場合には、耐震、耐火構造を有することや情報通信機器等の通信手段を確保することなど、避難所に必要となる機能を満たすよう市町に働きかけている。今後も市町に対し、一定の要件はあるものの緊急防災・減災事業債を活用した耐震改修など避難所の施設整備促進を働きかける。地域の集会所の整備等に係る補助制度の創設については、国への働きかけを行うことについても今後検討してまいりたい。</p>	<p>危機管理部 (災害対策課)</p>
<p>(4) 「ひょうご住まいの耐震化促進事業」における耐震改修工事費補助について、予算確保に加え、補助限度額の更なる引上げを引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>国に対して、予算確保及び補助限度額の更なる嵩上げについて、引き続き働きかけていく。</p>	<p>まちづくり部 (建築指導課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p>(5) 市街化区域周辺における内水排除対策により、集中豪雨など異常気象による浸水被害を防ぐため、「社会資本整備総合交付金（下水道事業）」制度の更なる充実を引き続き国へ働きかけられたい。</p>	<p>・近年の集中豪雨等により、全国各地で大規模な内水被害が発生していることから、国においては内水氾濫対策の加速化を図るため、補助対象となる施設の追加や施設規模の緩和など内水対策に係る補助制度の拡充を行っている。  ・今後も内水排除対策を計画的に推進することができるよう、国に対し雨水管渠改築の重点的な財政支援などを求めている。</p> <p>（参考情報）国の補助制度拡充の動き  令和3年度 ・樋門等の自動化、ポンプ場の耐水化を交付対象に追加  令和4年度 ・浸水シミュレーション等による内水浸水想定区域図策定の追加  令和5年度 ・雨水貯留浸透施設の交付対象となる施設規模が緩和</p>	<p>土木部  （下水道課）</p>
<p>(6) インフラの老朽化や近年多発している大規模災害などに対応するため、県内では自治体・民間を問わず土木技術者の採用の必要性が年々高まっている。  このような中、県内の大学で土木工学を学ぶためには神戸大学しか選択肢がないことから、県内町での技術職（土木・建設・設備）の採用における志願者数は年々減少の傾向にある。  このため、今後志願者数の増加につなげていくためにも、兵庫県立大学に土木工学専門学科を新設されたい。</p>	<p>兵庫県立大学では、これまで学部・大学院の再編に取り組んできているが、大学における新たな新学科等の開設にあたっては、提供する教育研究内容の社会的ニーズはもちろんのこと、卒業生の就職先等の見込みなど様々な要因について慎重に検討する必要がある。  社会基盤施設の適切な維持・管理・補修、自然環境の保全と回復、自然災害に強いまちづくりなど、土木技術者の果たすべき役割は大変重要であると認識しているが、土木工学専門学科の新設については、県内の他大学における取組や就業ニーズ等十分に見極める必要もあると考えており、現時点では、県立大学に設置する状況にはないと考えている。</p>	<p>総務部  （教育課）</p>

要望事項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p><b>7 医療・介護・福祉対策の拡充強化</b>  地域医療の充実には、健診による病気の早期発見に加え、安心して医療・福祉・介護サービスが受けられる体制が必要であり、医師等のマンパワー、医療保険制度の充実及び町の財政安定化に向けた支援が不可欠である。  よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 地域医療の維持充実を図るため、医師確保のほか、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に努めるとともに、地域包括ケアシステムの拠点として重要な役割を担う公立病院について、財政支援の拡充を図るよう国に働きかけられたい。  また、養成医師の派遣が減員されたことにより、地域の公立病院における医師全体の負担が大きく増えている。持続可能な医療提供体制の確保や働きがいのある医療環境を整備するためには、医師の絶対数を増やす必要があることから、県養成医師の派遣を増員されたい。</p>	<p>県では、県養成医師の派遣に加え、病院間の緊急的な診療応援における派遣元医療機関への逸失利益の補助を行う医師派遣等推進事業や、へき地での診療を志す医師を県職員として採用し派遣する地域医療支援医師県採用制度等により医師の量的確保策を行っているほか、大学に設置している特別講座により、医師不足が深刻な地域医療機関に対する診療支援にも取り組んでいる。  また、令和6年度の県養成医師の派遣については、兵庫県全体の医師不足状況等を勘案し減員となった公立病院があったが、令和7年度については、再度兵庫県全体の医師不足状況等を勘案した結果一部の公立病院の派遣を増員した。今後も、県養成医師を適切に配置し、「兵庫県医師確保計画」に基づく各種の施策・取組を着実に推進することにより、総合的に医師の地域偏在・診療科偏在の解消を進めていく。</p>	<p>総務部  (市町振興課・理財)  保健医療部  (医務課)</p>
<p>(2) 診療医師の高齢化や後継者不足により、地域の初期医療サービスを担う地域の診療所の維持運営の厳しさが顕著になってきている。これに対して、へき地5法の適用地域は一定支援があるものの、都市近郊の地域はへき地等の支援を受けられず、人口減による医療サービスの低下が進む中、それらの対策に係る支援は空白状態にある。これらの地域の診療所の人材確保、並びに体制維持のための財政支援をお願いしたい。</p>	<p>いわゆるへき地5法の適用を受けていない地域であっても、無医地区等の要件を満たす場合は、へき地等の支援を活用できる場合もあり、今後とも、増加するへき地等勤務医師を適切に配置するとともに、「兵庫県医師確保計画」に基づく各種の施策・取組を着実に推進することにより、総合的に医師の地域偏在・診療科偏在の解消を進めていく。</p>	<p>保健医療部  (医務課)</p>
<p>(3) 福祉及び介護分野における人材育成や人材確保のための処遇改善並びに障害施設整備における予算を確保するよう、引き続き国へ働きかけられたい。</p>	<p>介護・障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的な賃金の引き上げが必要である。また、賃上げとともに、福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職防止・職場定着を推進することが重要である。  このため、介護・障害分野の人材確保及び職場環境改善等による離職防止・職場定着支援のため、介護職員等の人件費及び職場環境改善等に要する経費を一時支援金（福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり平均54,000円相当）として支給する予定である。  他産業との給与水準の差や賃金引き上げの動きも踏まえ、引き続き、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等を含むすべての介護従事者の更なる処遇改善を図ることを国へ要望していく。  障害施設整備については、国の予算が十分とは言えないことから、基盤整備の着実な推進に向けて必要な財源を確保するよう、引き続き国に要望していく。</p>	<p>福祉部  (高齢政策課)  (障害福祉課)  (ユニバーサル推進課)</p>
<p>(4) 医療・看護体制を安定させるため、看護師や薬剤師等の医療技術者の人材育成に加え、斡旋・紹介機能の充実等による人材確保対策の強力な推進を図られたい。</p>	<p>看護師の確保については、養成施設への運営費及び県内定着加算による養成力の強化、病院内保育所の設置支援等による離職防止・定着促進やナースセンター事業による再就業支援を引き続き行い、量の確保に取り組むほか、職階や分野に応じたきめ細やかな研修への支援による質の向上にも取組み、必要とされる看護職員の確保を推進していく。  薬剤師については、在宅医療の供給体制の確保・充実と医科・歯科・薬科連携を推進するため、他職種と協働する訪問薬剤師に対する研修などの人材育成研修事業等を実施しており、さらに地域包括ケアシステム実現のために必要となる薬剤師の育成に努め、地域における円滑な在宅医療を推進していく。更に、薬剤師の地域偏在の解消及び地域医療に係る業務等の習得のため、兵庫県病院薬剤師会と連携し、薬剤師が不足している地域の病院に薬剤師派遣を実施し、人材確保、育成に努めていく。</p>	<p>保健医療部  (医務課)  (薬務課)</p>

要望事項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p>(5) 国民健康保険制度の安定的な運営確保のため、自治体の実情に応じた財政支援を講じるとともに、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化するよう、引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>県では、分立している各種医療保険制度について、制度設計と財源確保の責任、権限を有する国を保険者として全国一本化することをこれまでから提案している。</p> <p>また、国保の都道府県単位化を第一歩として、①医療保険制度の一本化に向けた道筋を明らかにすること、②国の負担を地方に転嫁することのないよう財源を確保すること、③将来にわたる医療費の増加に対応できる財政基盤の確立を図るための財政措置を講じること、④福祉医療費助成制度の実施に伴う国庫減額措置を廃止することなどを要望している。</p> <p>県では、国保財政の安定化と保険料軽減のため、県単独事業である国民健康保険事業費補助金をはじめ、県線入金や保険基盤安定負担金等とあわせて約500億円の財政支援を行っており、今後とも国民健康保険制度を担う保険者に対して、必要な支援を行っていく。</p> <p>市町に対しては、これまでも県・市町からなる国民健康保険連絡協議会において、制度の安定的な運営に必要な情報提供や意見交換を行うなど、緊密に連携を図ってきた。</p> <p>今後とも、必要な情報の積極的な提供に努めるとともに、将来的な保険料水準の統一を目指し、全市町合意のもと策定した国保運営方針に基づき、①特定健診・特定保健指導や生活習慣病の重症化予防等の保健事業の推進、②保険料水準の統一や事務の標準化の取組、③口座振替の推進等による収納率向上対策等を進めることにより、市町間格差の是正を図りながら国保制度の持続的で安定した運営に努めていく。</p>	<p>福祉部 (国保医療課)</p>
<p>(6) 少子化に歯止めをかけ、安心して子どもを産み育てられる社会の実現のため、乳幼児等・こども医療費助成に係る財政支援の拡充を図られたい。</p>	<p>本県では、大変厳しい財政状況の中、段階的に乳幼児等・こども医療費助成事業を拡充してきたところである。その結果、助成対象は中学3年生までの入院・通院となり、助成対象年齢は、都道府県の制度としては充実した水準となっている。</p> <p>県の制度は、全ての市町に共通する基盤の制度として実施しており、各市町においては、地域の実情に応じて市町の政策判断により県制度に上乘せして助成を行われているものと認識している。</p> <p>なお、子どもの医療費に係る助成制度は、子育てに係るセーフティネットと考えており、本来、全国一律の水準で実施されることが望ましいことから、全国知事会等あらゆる機会を捉えて、国における早期の制度化を提案している。</p>	<p>福祉部 (国保医療課)</p>
<p>(7) 乳幼児等医療費助成に加え、今回新たに令和6年度からこども医療費助成に係る国民健康保険国庫補助金の減額調整措置が廃止されることとなったが、福祉医療費助成に係る同減額調整措置についても廃止されるよう国に働きかけられたい。</p>	<p>国に対し、地方単独福祉医療費助成事業の実施に伴う国保の国庫負担減額措置の廃止について要望した結果、平成30年度から、未就学児までを対象に廃止され、令和6年度からは18歳未満のこどもについて廃止された。しかしながら、こども以外を対象とした医療費助成に係る国庫負担については減額措置が継続していることから、引き続き、国に対し、全ての医療費助成の実施に伴う減額措置が廃止されるよう要望していく。</p>	<p>福祉部 (国保医療課)</p>
<p>(8) 地域における住民同士の支えあいの仕組みづくりが重要である中で、民生委員・児童委員と民生・児童協力委員との連携がより一層必要となっていることから、民生・児童協力委員活動の充実強化のため、費用弁償等の支援制度を創設されたい。</p>	<p>地域における福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神に基づき、民生委員・児童委員に協力して福祉活動を行う「民生・児童協力委員」を県独自で設置し、地域における福祉協力度体制の整備を図っている。</p> <p>県では、民生委員・児童委員に協力して福祉活動に携わる者の証として民生・児童協力委員証を交付するほか、活動に必要な資料等を作成し、交付するなどにより支援している。</p> <p>なお、民生委員法第10条において、「民生委員には、給与を支給しない」と規定されていることから、協力委員に対しても報酬等の支給については想定していないが、市町において一括加入している活動中の事故に備えた傷害等保険制度に要する経費については県で補助しているところである。</p> <p>今後も、県において民生・児童協力委員の活動しやすい環境づくりを進めるとともに、必要な予算確保に努めてまいりたい。</p>	<p>福祉部 (地域福祉課)</p>
<p>(9) 高齢者の健康増進を目的とした「後期高齢者医療広域連合人間ドック等補助金制度」が廃止となることから、引き続き人間ドック受診者に対する助成ができるよう、広域連合に対する既存の国庫補助金を活用した補助事業について、国庫補助基準単価と補助率を上げるとともに、広域連合補助額確保のための財政支援を国に働きかけられたい。</p>	<p>後期高齢者医療広域連合人間ドック等補助金制度について廃止となったが、兵庫県広域連合において、既存の国庫補助金を活用しながら実施することとしている。</p> <p>○国が定める健康診査項目について 国庫補助：対象経費の3分の1（国基準額の範囲内） 広域連合補助：3分の2（予算の範囲内で保険料を財源とする）</p> <p>○上記以外の項目について 広域連合補助：対象経費の全額。ただし、交付上限額を設ける。 ※ 実施市町からの申請額の合計額が交付上限額を超過する場合は、各市町の受診者数により按分して交付 本県としては、市町の状況を注視しながら、広域連合と連携し、必要な助言を行っていく。</p>	<p>福祉部 (国保医療課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p>(10) がん治療に伴う外見変貌による患者の心理的負担の軽減と社会参加の促進を目的に実施している「がん患者アピアランスサポート事業」について、助成要件（所得制限、助成回数）の緩和を図られたい。</p>	<p>「がん患者アピアランスサポート事業」は、がん治療により外見が変貌する患者に対し、外見変貌を補完する補正具の購入費用の助成を行うことで、その経済的負担の軽減を図ることを目的としている。限られた予算を効果的に執行するため、全世帯の約半数をカバーする「所得400万円未満」の基準及び助成回数を設けることで、広く対象者に助成が行き渡る制度としている。制度の趣旨をご理解いただき、引き続き当事業の推進にご協力いただきたい。</p>	<p>保健医療部 （疾病対策課）</p>
<p>(11) 令和6年度に新設された「带状疱疹ワクチン接種費補助事業」について、令和7年度以降も継続するとともに、予防接種法に基づく定期接種の対象とするよう国に働きかけられたい。</p>	<p>带状疱疹については、国において、令和7年4月より65歳の方を対象とした定期接種化の方針が示されている。また、65歳以上の方については、5年間の経過措置として、5歳年齢ごとに定期接種の対象に位置づけることとされている。県としては、円滑な事業移行とするため、令和7年度に限り、国の経過措置対象期間である5年以内に定期接種の対象とならない「接種日現在において満50歳以上、かつ、令和8年3月31日時点で60歳以下の方」に限定し、市町助成事業に対する補助事業を継続する。また、定期接種にかかる費用については、十分な財政措置を講じるよう国へ要望していく。</p>	<p>保健医療部 （疾病対策課）</p>
<p>(12) ひきこもり状態にある方への支援では、信頼関係の構築や自己肯定感の回復等、長期的な関係づくりが必要であることから、より相談しやすい体制整備や安心して過ごせる場所の提供が求められる。このような中、小規模自治体では人の目が気になることに加え、社会資源や専門の人材が乏しいことなどから、より広域的な居場所支援を県が担うとともに、広域化により生じる移動に対する支援を図られたい。また、交付金等を用いて建設している高齢者施設等であっても、ひきこもり支援のための居場所や住居といった社会資源として活用できるように、国に制限の緩和を働きかけられたい。あわせて、社会的つながりが乏しくなる学校卒業後の支援についても、積極的にアウトリーチを実施できる体制構築と人材紹介などを県主導により実施されたい。</p>	<p>コロナ禍によって本県のひきこもり者数も増加していると推計されることから、ひきこもりの現状や課題を整理するため、令和5年度に教育委員会を含む庁内関係課でプロジェクトチーム会議を立ち上げ、あわせて、家族会、支援団体、有識者を構成員とするひきこもり支援連携検討会議を設置し、この両輪で、全庁横断的にひきこもり支援施策の検討を行った。検討会議での委員意見を踏まえ、本県では、支援団体や学校との連携により、より身近な市町域における相談窓口や居場所等の充実を図り、これを県がバックアップする体制を構築することを目標としているが、一方で、特に郡部の小規模自治体において、人の目が気になり地元の相談窓口相談しづらいことや、社会資源や専門の人材が不足しているという声があることも認識している。そのため県では、主に医療・福祉面からの介入支援や市町への後方支援を一体的に行う「ひきこもり総合支援センター」や、青少年期を中心とするひきこもり当事者や家族への支援の充実を図るため相談窓口として設置している「兵庫ひきこもり相談支援センター」に加えて、支援を身近な地域で進めるため、県内5か所に「地域ランチ」を設置し、電話・来所・訪問による相談支援や、研修、情報交換を通じた市町支援などに取り組んでいる。さらに、外出が難しい方や経済的な問題から交通費の支出が難しい方に向けてオンラインでの居場所を開設している。また、令和6年度より、不登校児童生徒の中学校卒業・高校中退の後も、適切な支援へ円滑に接続するため、学校と連携しながら支援を行う青少年地域支援員を各地域ランチに配置した。さらに、令和7年度より、保健師等の専門職を圏域ごとに配置（5名）し、市町に対する広域的・専門的な後方支援力の強化を図る。ひきこもり状態にある方には様々な背景があり、一律での支援が非常に難しいため、地域にある様々な社会資源等を活用した支援を行う事ができるよう検討を進めてまいりたい。</p>	<p>県民生活部 （男女青少年課） 福祉部 （障害福祉課）</p>

要望事項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p><b>8 上下水道事業の経営維持に向けた支援の拡充強化</b>  上下水道施設においては、防災及び地域活性化の観点から施設環境整備の推進が不可欠であるとともに、将来の人口減少による利用料金収入の減少等に伴う経営環境の悪化や、技術者不足等課題は山積している。  よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 南海トラフ地震等大規模災害に備え、水道施設の耐震化を推進するための財政支援を拡充するよう、引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>県では、水道施設の耐震化等に係る財政措置・制度改正について、国への予算編成に対する提案をはじめ、日本水道協会等を通じ要望活動を実施している。  その結果、水道総合地震対策事業が創設され、浄水場等の急所施設に係る耐震化や避難拠点等に配水する配水管の耐震化について補助率が1/4から1/3に引き上げられた。  また、耐震化を積極的に進めている（「加速化要件」を満たす）事業者については、補助事業に係る採択要件である資本単価基準を満たさなくても採択が可能となるなど拡充措置が取られている。なお、水道管路緊急改善事業に係る採択要件の緩和措置（新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金の減免を実施した水道事業者が、料金回収率の採択要件を満たさなくなった場合、令和元年度実績値によって算出することが可能となる）は令和7年度に限り継続されることとなった。  その他にも導水管・送水管の耐震化事業や給水車の配備事業の新設など、地震対策に係る支援制度が拡充されている。  引き続き水道事業における耐震化の状況を踏まえ、関係課と情報共有しながら、必要な措置については国に提案してまいりたい。</p>	<p>保健医療部  （生活衛生課）</p>
<p>(2) 県民の生活基盤となる上下水道事業について、今後、人口減少が急速に進行する地域においても、公平で安定した運営が継続できるよう、財政措置の拡充と地域の実情を踏まえた財政支援制度の創設を国に働きかけられたい。</p>	<p>水道施設整備補助金、防災・安全交付金等については、補助率の引き上げや採択基準の緩和など制度拡充を含む財政措置について、国への予算編成に対する提案をはじめ、全国衛生部長会、十五大道府県環境衛生関係主管課長会議、全国課長会環境衛生部会等を通じて要望を実施している。  その結果、水道総合地震対策事業が創設され、導水管・送水管の耐震化事業や給水車の配備事業の新設に加え、浄水場等の急所施設に係る耐震化や避難拠点等に配水する配水管の耐震化について補助率が1/4から1/3に引き上げられるなどの拡充措置が取られた。  今後もこれら補助金制度の活用など、経営の基盤強化に繋がるサポートを引き続き行っていくとともに、水道事業における経営状況を踏まえ、関係課と情報共有しながら、必要な措置については国に提案してまいりたい。  さらに、アセットマネジメント未実施の事業者に対して引き続きその実施について助言等を行い、その導入と更なる精度向上を推進していく。あわせて施設更新の際に施設の効率化（ダウンサイジングや相互連絡管布設による効率的な配水等）についても同様に行っていく。水道事業における耐震化の状況を踏まえ、関係課と情報共有しながら、必要な措置については国に提案してまいりたい。  公営企業については、サービスの対価である料金収入によってその経費を賄う独立採算制が原則であるが、人口減少社会においては、個々の事業者の努力だけでは経営を維持することが困難となることが懸念される。地域の実情に応じた財政措置が行われるよう対象を拡大する必要があることから、まずは引き続き、水道事業に対する繰出基準を拡充した上で財源措置を設けることを国に求めていく。  浄化槽整備に対しては個人設置型と市町村設置型（公共浄化槽）の2種類の国庫補助制度があるが、個人設置型については、令和元年度から合併処理浄化槽の更新が補助の対象範囲から除外された。国に対して、交付金の予算確保と令和元年度から対象外となった補助（個人設置型合併処理浄化槽の更新）の復活について、引き続き要望を行ってきた。環境省の令和7年度予算（案）において、老朽化による合併処理浄化槽の改築・更新事業が交付対象に追加されているため、参考とされたい。また、市町村設置型は更新時も補助対象となることに加え、新規設置時の補助額が個人設置型と比較して高く、住民負担も軽減できることから、市町村設置型の導入が大変有効と考えており、ぜひ積極的に活用されたい。</p>	<p>総務部  （市町振興課・理財）  保健医療部  （生活衛生課）  環境部  （環境整備課）  土木部  （下水道課）</p>

要望事項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p>(3) 水道事業と同様に、下水道事業については、施設の老朽化や職員数の減少、人口減少による使用料収入の減少などの課題を抱える中でも事業の持続性を高めるため、県主導のもと広域化の取組を進められたい。</p>	<p>・本県では将来にわたり持続可能な生活排水処理事業(※)の経営を構築するため、市町域における施設の統合や維持管理業務の共同化等の取組をとりまとめた「兵庫県生活排水広域化・共同化計画」を令和4年度に策定した。  ・また、本計画の着実な推進を図るため、令和6年8月に『広域化・共同化フォローアップ会議』を開催し、各事業者の取組の進捗状況を確認している。</p> <p>※生活排水処理事業・・・公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、コミュニティ・プラント、合併浄化槽等の整備を行う事業</p>	<p>土木部  (下水道課)</p>
<p>(4) 個人設置型の合併浄化槽の更新については、令和元年度から国の「循環型社会形成推進交付金」の対象外となっている。  設置から年月が経過した合併浄化槽については、老朽化による槽の破損等により、汚水等が流出し生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が生じるおそれがある。  このため、更新時期を迎えた個人設置型の合併浄化槽の更新費用に対し、県補助制度の創設による財政支援を図られたい。  あわせて、「循環型社会形成推進交付金」の対象となるよう国に働きかけられたい。</p>	<p>浄化槽の更新事業に関しては、環境省の令和7年度予算(案)において、老朽化による合併処理浄化槽の改築・更新事業が交付対象に追加されているため、参考とされたい。併せて、公共浄化槽である場合にもその更新工事は循環型社会形成推進交付金の交付対象となっていることに加え、新規設置時の補助額が個人設置型と比較して高くなっている。また、県において「新・生活排水フォローアップ作戦」による補助を行っていることから、公共浄化槽制度を積極的に活用されたい。</p>	<p>環境部  (環境整備課)</p>
<p>(5) 布設後40年以上を経過した老朽配水管の更新については、基幹管路(配水本管、導水管等)のみ「防災・安全交付金」の対象となっているが、更新時期を迎える通常の配水管の更新についても補助対象となるよう制度を拡充するほか、近隣市町と広域的に連携する場合、布設管路の口径を大きくする工事や新設管路の接続に対する補助制度の創設を国に働きかけられたい。</p>	<p>水道施設の耐震化に対する財政支援は、補助金等の対象となる事業が限られているため、補助要件の緩和の要望があがっており、国への予算編成に対する提案をはじめ、日本水道協会等を通じ要望活動を実施しているところである。  「補助金等の対象となる管路」の拡充のほか、「水道施設再編推進事業」において、水道施設の統廃合に伴う管路の整備が補助対象とされていないことから、交付対象の拡充として、「管路を含まない」とする要件を撤廃するよう引き続き要望し、町の費用負担の軽減に資していく。</p>	<p>保健医療部  (生活衛生課)</p>

要望事項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p><b>9 産業振興施策の拡充強化</b> 物価高騰や為替相場の変動等により地域産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域経済の活性化のためには、国・地方が一体となって取組を進めることが不可欠である。よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 地域に密着した多様なニーズに対応するため、地域経済活性化支援事業における補助対象職員（経営指導員等）の設置基準を将来的に見直しする場合においては、市町及び各商工会の実情や課題を踏まえ、意向を十分反映した設置基準とされたい。</p>	<p>昨年度、県政改革方針に基づき実施した、令和3年経済センサスの結果を踏まえた経営指導員等の定数見直しでは、コロナ禍後の原材料価格高騰や人材不足等により、厳しい経営環境に置かれている中小企業の経営実態を考慮し、各商工会が県とともに、SDGsなど時代に即した課題に関する目標の達成に向け取り組んでもらうことを前提に、当面の間は現行定数を維持する方針とした。今後の見直しにあたっては、経営環境の変化や目標の達成状況などを踏まえるとともに、兵庫県商工会連合会を通じて各商工会等の意見も十分確認しながら丁寧に検討を進めていく。</p>	<p>産業労働部 （地域経済課）</p>
<p>(2) 人生100年代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中で、シルバー人材センターの果たす役割と地域社会からの期待はより一層増している。センターが引き続き安定的な事業運営が可能となるよう、消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入後の特別な措置を講じるよう国に働きかけられたい。</p>	<p>県では、インボイス制度の導入（※）によるシルバー人材センター及びセンター会員双方への影響を踏まえ、令和7年度国の予算編成等に対する提案（令和6年8月、11月）において、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を要望してきたところである。引き続き、高齢者の多様な就業機会を提供し、生きがいの充実や社会参加の促進による活力ある地域社会づくりを担っているシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置をとるよう、国に要望してまいりたい。 （※）インボイス制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられた。導入後3年間（令和8年9月末まで）80%控除可能、以後3年間（令和11年9月末まで）50%控除可能、令和11年10月以降控除不可。</p>	<p>産業労働部 （労政福祉課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p><b>10 農林水産業施策の拡充強化</b>  農山漁村のおかれている環境は、担い手不足と高齢化、貿易自由による国際的な競争激化等厳しい状況にあることから、地域の実情に即した持続可能な施策を展開することが必要である。  よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 農林水産業の担い手の育成や確保、地域再生のための継続的な支援をより一層図られたい。</p>	<p>【農業】  新規就農者の確保のため、就農希望者の相談窓口として、県域レベルにひょうご就農支援センター、地域レベルに地域就農支援センター（13ヶ所）を設置し、県・市町・農協、農業委員会など関係機関の緊密な連携による新規就農者の相談・支援を行っている。  また、就農前の支援として、専業農家・農業法人等を活用したインターンシップ（農業体験）や県立農業大学校、楽農生活センターにおける実践研修（1年間）を実施するとともに、農大生や農業高校生の雇用就農を増やすため、農業法人とのマッチングを進めている。  さらに、就農後の早期の経営確立を図るため、就農希望者が必要とする地域の農業とくらし両面の支援情報をまとめたアグリサポートプランの作成やSNS等を活用した情報発信を支援する地域のアグリサポート推進事業、地域の農地と担い手の将来像を描く地域計画の推進、要件を満たす者への最長3年間給付金の交付、初期投資軽減のための園芸施設の貸与支援を行う農業施設貸与事業や機械等の整備を支援する国の経営発展支援事業等により、新規就農者等の円滑な定着を図っている。  加えて、持続可能な経営体の育成を推進するため、法人化や雇用拡大、経営継承、経営の多角化・高度化に取り組む農業経営体に対し、専門家派遣と併せて、労働環境の整備、税理士や営業・販売に長けた専門人材などの確保、スマート機械等の導入を支援する。  また、地域の活性化に向けた人材の確保・育成に向け、地域と連携して農業に参画する企業への支援や、半農半X等「農」に携わる多様な人材確保に向けたモデル的な取組への支援を行う。  併せて、有機農業を志向する就農希望者の技術習得に対応するため、県立農業大学校に「経営として成り立つ有機農業」を体系的に学ぶコースを、令和8年4月に新設することを目指し、整備を進めていく。</p> <p>【林業】  林業への就業に関心のある者に対し、（公財）兵庫県営林緑化労働基金内に設置している林業労働力確保支援センターにおいて、①指導員による相談対応の実施、②林業の現状説明や就職相談を行う森林の仕事ガイダンスへの出席、③林業の現場見学や基礎的な資格を取得する林業体験講習を実施している。  また、林業への就業をめざす者に対し、県立森林大学校専攻科において、林業の基本的知識、技術の習得及び林業に必要な20種類の資格取得を図る教育を実施し、森林林業の即戦力となる人材の育成を図っている。  さらに、就業後の支援として、「緑の雇用」事業により林業の現場技能者としての基礎知識・技術の習得を目的に、新規就業から3年間のOJT研修や集合研修に加え、県立森林大学校研修科において、林業経営や林業技術の向上に向けた研修を実施している。</p> <p>【水産業】  新規就業者確保のため、全国漁業就業者確保育成センターの相談窓口を兵庫県漁連に設置するとともに、毎年、同センターが開催する漁業就業支援フェアに同漁連が参画するなど就業相談に取り組んでいる。  新規就業者の初期投資軽減のため漁船等施設の貸与支援を行う漁業施設貸与事業に加え、令和7年度からは漁業就業者の確保・定着を図るため省力化機器等の導入を支援する漁業労働環境改善支援事業を実施し、県内各地に配置した普及指導員が就業希望者を支援していく。また、経営体育成総合支援事業や沖合漁業船員育成・定着促進事業による漁業現場での長期研修等への支援により円滑な就業を図っている。  さらに、漁業経営の安定化のため、高鮮度な水産物供給等に向けた沖合底びき網漁船建造への支援や、漁業収入安定対策事業、漁業経営セーフティネット構築事業等の推進を図っている。</p>	<p>農林水産部  （農業経営課）  （農業改良課）  （林務課）  （水産漁港課）</p>
<p>(2) 農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するため、「地域集積協力金交付事業」の財源を確保するよう、引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>機構集積協力金交付事業については、国の令和6年度補正予算で8,000百万円が確保されている。引き続き、所要額が確保できるよう国（農林水産省）へ働きかけていく。</p>	<p>農林水産部  （農業経営課）</p>

要望事項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p>(3) 中山間地域における農村環境の維持保全のため、農業機械の維持更新に対する支援など、小規模家族経営農家等への支援の充実と、多様な担い手を確保するための方策を国に働きかけるとともに、県においても同様の支援を図られたい。</p> <p>あわせて、持続可能な農業の確立を図るため、既存の認定農業者や集落営農組織への農業機械導入に対する財政支援の拡充を国へ働きかけるとともに、県においても「農業生産コスト低減緊急対策事業」の継続を図られたい。</p>	<p>小規模家族経営農家等の営農継続に向け、JA等が行う小規模農家の農作業をサポートする取組や露地用機械等を定年帰農者へ貸与し、初期投資の軽減を図る取組を引き続き支援するとともに、外部から呼び込んだ農業人材の地域への溶け込み・定着を促す地域主導のモデル的な体制構築等の取組を支援する。</p> <p>また、地域での話し合いに基づき担い手や自給的農家等との役割分担や農地の有効活用等に取り組む「いきいき農地バンク方式」を推進する。</p> <p>さらに、国において実施されている農業・農村の多面的機能の維持・発揮への支援や多様な農業人材に対する研修等への支援の継続とともに、必要に応じて新たな対策について国へ働きかけていく。</p> <p>既存の認定農業者や集落営農組織への農業機械導入に対する引き続きの予算確保を要望していく。農業生産コスト低減緊急対策事業は、国庫（地方創生臨時交付金）を活用した肥料・燃油等高騰対策としての緊急的な措置であったため、事業の継続を現時点では想定していない。</p>	<p>農林水産部 （農業経営課）</p>
<p>(4) 森林が有する公益的機能の維持増進を図るため、造林事業における国庫補助金が要望どおり交付されるよう国に働きかけるとともに、補助金交付額に不足が生じる場合は国への追加要望を行い、県内の森林整備事業が円滑に実施されるよう必要額を確保されたい。</p>	<p>造林事業（公共・非公共）の予算については、継続的・安定的な予算確保に努めており、令和6年補正予算については対前年1.17倍を確保した。令和7年度当初予算について、国の概算決定では森林整備事業予算の対前年度比は100.2%と増となっているものの、さらなる予算確保に向けて引き続き取り組んでいく。</p>	<p>農林水産部 （林務課）</p>
<p>(5) 県民緑税を利用した「里山防災林整備事業」や「野生動物共生林整備事業」等により実施した整備地について、実施後の地域住民による環境保全活動に対し、「住民参画型森林整備事業」等による財政支援を図られたい。</p>	<p>「里山防災林整備」や「野生動物共生林整備」等、県民緑税を活用した事業については、整備完了後10年間、市町と森林所有者の協定により適正な管理を森林所有者等が行うとしていることを事業実施の要件としていることから支援制度はないが、同じ地区内の未整備地において、地域住民自らが森林整備に取り組む場合、「住民参画型森林整備」の財政支援は可能としている。</p>	<p>農林水産部 （治山課）</p>
<p>(6) 鳥獣害対策に関する「鳥獣被害防止総合対策事業」等の円滑な実施に向けた財政支援の更なる拡充を図られたい。</p>		
<p>① 県民緑税活用事業による森林整備を推進すること。</p>	<p>県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」の野生動物共生林整備では、人と野生動物との棲み分けを図るバッファゾーン整備のほか、奥山の広葉樹林において、野生動物の生息地確保や、シカの食害等により公益的機能が低下した森林の機能回復を図るための森林整備を行う。</p>	<p>農林水産部 （治山課）</p>
<p>② 侵入防護柵の設置について、更新又は修繕する場合、若しくは自力施工する場合の運搬・設置等に係る費用についても「鳥獣被害防止総合対策事業」の補助対象とすること。</p>	<p>侵入防護柵は、新設・再編整備までが補助対象であるが、修繕・改修費用が補助対象となるように国へ継続的に要望していく。</p>	<p>環境部 （自然・鳥獣共生課）</p>
<p>③ ツキノワグマの計画的な生息頭数管理を図るとともに、狩猟者の危険防止に向けた取組を推進すること。</p>	<p>ツキノワグマ個体数増加による人身事故の防止・精神被害の軽減を図るため、集落周辺地域でシカ等捕獲用のオリを活用した有害捕獲を実施し、集落への出没を抑制させる。</p> <p>また、個体数の増加に伴う集落への出没回数増加も懸念されることから、引き続き、適切な有害捕獲及び人との棲み分けによる集落に近づけない対策の強化（不要果樹等の誘引物の除去、花火等による追い払い等）を図る。</p> <p>なお、計画的な生息頭数管理として、府県をまたいで広域分布するツキノワグマを広域、計画的に保護・管理するため関係府県（京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県）の協議会を設置し、推定生息数調査と広域での保護管理を行っている。</p> <p>令和6年4月にツキノワグマが指定管理鳥獣に追加され、環境省及び農水省においてクマ対策に関する国庫補助事業が拡充されたことから、当事業を有効に活用し、これまでの取組をさらに強化していく。</p>	<p>環境部 （自然・鳥獣共生課）</p>
<p>④ 繁殖力があり、市町域を越えて飛来するカワウの捕獲は困難であることから、引き続き効果的な捕獲対策を講じるとともに、繁殖時期における一斉捕獲や擬卵置換による繁殖抑制を更に図ること。</p>	<p>関西広域連合のモニタリング調査により生息状況の把握を行い、兵庫県カワウ管理計画に基づく兵庫県カワウ管理協議会を設置し、関係機関による被害状況の共有や今後の対策を検討する。</p> <p>また、市町によるシューティングポイントにおける捕獲専門家チームの銃捕獲や繁殖抑制措置を支援する。</p> <p>さらに、銃捕獲不可能地域などでの、釣り針などによる捕獲技術の検証を進める。</p>	<p>環境部 （自然・鳥獣共生課）</p>
<p>(7) 現在、分取造林事業のあり方検討が行われているが、債務整理後の新たな森林管理スキームについては県と市町等を含めた多様な主体が適切な役割分担を行い、適切に対応することが想定されている。</p> <p>しかし、専門的知識を有する職員の配置や財源確保等が難しい市町が、主体的に森林管理を担うことは困難であることから、管理体制の在り方検討に当たっては、県が主体的・積極的に関与されたい。</p>	<p>市町による管理の場合は、森林経営管理制度の活用が想定される中、市町の人材面、財政面で負担が大きいとの問題に対応するため、県が市町と森林整備を担う農林機構との間に入ったスキームのもとで、業務を推進していくことを想定している。</p> <p>具体的な支援として、人材面では、県が市町からの委任を受け、分取林の周辺を含めた森林整備の方針を市町に提案するなどの整備個所をとりまとめた上で、整備ノウハウを有する（公社）ひょうご農林機構に計画作成や森林整備を委託するなどワンストップの支援を行い、市町の人的負担を可能な限り減らしていく。</p> <p>また、財政面では、針広混交林に誘導するなど森林の公益的機能の向上を図ることを目的とした森林整備を公共的な事業として位置づけ、県営事業として進めることを考えている。</p> <p>いずれにしても、新たな森林管理スキームへの具体的な移行方法については、事前に十分に市町と協議のうえ検討していく。</p>	<p>農林水産部 （林務課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p><b>11 公共土木事業等の拡充強化</b> 真に豊かな生活を実現するため、地域住民の生活を支える道路網の整備及び今後起こりうる災害に備える治水事業等の推進は重要かつ喫緊の課題であり、強力的に実施する必要がある。 よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 県民の生命と財産を守るため、災害を未然に防止する公共事業の推進を図られたい。</p>		
<p>① 河川事業（護岸整備、越水対策、土砂の浚渫）を強力に推進すること。</p>	<p>・国の「国土強靱化5か年加速化対策」等の予算を積極的に活用し、河川堤防や護岸の整備等を推進する。 令和7年度 槻並川（猪名川町）、大和川（多可町）他</p> <p>・土砂の浚渫についても、緊急浚渫推進事業債が令和11年まで延長されることとなり、引き続き、本事業債を活用し、適正な維持管理に努める。 令和7年度 市川（神河町）、矢田川（香美町）他</p>	<p>土木部 （河川整備課）</p>
<p>② 砂防事業（砂防えん提の整備）を強力に推進すること。</p>	<p>・国の「国土強靱化5か年加速化対策」等の予算を積極的に活用し、砂防堰堤の整備等を計画的に進める。</p>	<p>土木部 （砂防課）</p>
<p>③ 「急傾斜地崩壊対策事業」の採択条件を緩和し、同事業の更なる推進を図ること。 あわせて、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定要件（人家5戸以上）を緩和するよう国に働きかけること。</p>	<p>・国の「国土強靱化5か年加速化対策」等の予算を積極的に活用し、急傾斜地崩壊防止施設の整備等を計画的に進める。 ・国の急傾斜地崩壊対策事業の採択要件については、「人家10戸以上」を「人家5戸以上」に緩和するよう、国へ提案している。 ・なお、急傾斜地崩壊危険区域の指定要件については、人家5戸未満であっても、公共的建物等があれば指定可能となっている。人家等5戸未満の箇所については、市町とともに警戒避難体制整備などのソフト対策に取り組んで参りたい。</p>	<p>土木部 （砂防課）</p>
<p>(2) 県全体の発展基盤となる基幹道路ネットワークと、これを補完する道路網の整備及び生活道路の安全対策の推進を図られたい。</p>		
<p>① 公共交通機関の定時性の確保にも繋がる国道や県道の整備に加え、幅員狭小・視距困難箇所の道路改良等の推進及び適切な維持管理を行うこと。</p>	<p>・「ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき、計画的に事業を推進する。 ・事業中の箇所は、引き続き早期完成を目指して取り組む。 ・供用中の道路では、限られた予算の中で、工夫しながら適切な維持管理を行っている。また、整備時から、張りコンクリートによる除草面積の縮減等、維持管理費を低減するような手法も取り入れることとしている。</p>	<p>土木部 （道路街路課） （道路保全課）</p>
<p>② 歩道及び自転車道・自転車レーンの整備を推進すること。</p>	<p>・「ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき、計画的に事業を推進する。 ・事業中の箇所は、引き続き早期完成を目指して取り組む。</p>	<p>土木部 （道路保全課）</p>
<p>③ 災害発生時の道路網の確保と東西南北交流圏域拡大のための道路基盤整備（神河町～宍粟市トンネル計画等）を推進すること。</p>	<p>・「ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき、計画的に事業を推進する。 ・神河町～宍粟市間を結ぶトンネル計画は、現道※の交通量が少なく、現時点では事業化の予定はない。</p> <p>※(主)加美宍粟線（坂ノ辻峠） ・概ね2車線確保 ・457台/日（R3道路交通センサス推定値）</p> <p>(主)一宮生野線（砥峰高原～福知峡谷） ・未改良区間 ・607台/日（R3道路交通センサス推定値）</p>	<p>土木部 （道路街路課） （道路保全課）</p>
<p>(3) 県民の安全安心を確保するため、通学路や堤防の除草の取組強化、道路のセンターライン等の引き直しなどの維持修繕について、引き続き維持管理に関する予算の確保を図られたい。</p>	<p>・令和4年度以降、県政改革方針に基づき、県単土木費を20億円増額し、県民の安全安心に直結する「通学路等の年2回除草」「河川堤防の点検前除草」「道路区画線の引き直し」を実施し、管理水準の向上を図っている。 ・令和7年度は、これらの取組を継続する予定としている。 ・これらの維持修繕が必要であるという地域の声を踏まえ、引き続き、維持管理水準の向上に向けた予算確保に努める。</p>	<p>土木部 （技術企画課） （道路保全課） （河川整備課）</p>

要望事項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p><b>12 公共交通の利便性の向上と維持・確保に対する支援施策の実施</b></p> <p>公共交通は特に高齢者や学生にとっては欠かすことができない重要な移動手段であり、その利便性の向上が町の活性化につながる。</p> <p>また、地方では自家用車の普及や人口減少等により公共交通の利用者が減少し、交通事業者の経営が悪化する中で、地域の公共交通を維持・確保していくためには、国と地方が協調して支援することが不可欠である。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) JRの各線区の利便性向上と合理的配慮を図るため、現行ダイヤの維持や駅機能の充実等について、引き続き沿線市町と連携してJR西日本に働きかけられたい。</p>		
<p>③ 山陽本線において、姫路駅～上郡駅間の増便を図るため、①通勤・通学時間帯における需要調査のための増便試験運行（姫路駅～上郡駅間の直通便）の実施や、②上郡駅構内の引込線の活用（増便時の車両入替・接続や事故・災害時の車両退避での活用）、③網干総合車両所の機能分散等など、姫路以西のJRの活性化に向けたさらなる利活用方策の検討をJR西日本に働きかけること。</p>	<p>・JRローカル線は、県民の日常生活や観光・交流に欠かせない重要な交通インフラである。これまでもJR西日本に対し、以下を要望している。</p> <p>① 山陽本線：増便（兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会）</p> <p>② 山陰本線：ICOCA導入（山陰本線・福知山線鉄道整備・利用促進協議会）</p> <p>③ 姫新線：現行ダイヤの維持、ICOCAの導入（姫新線利用促進・活性化同盟会）</p> <p>④ 播但線：ハイブリッド車両の導入、ICOCAの導入、福崎駅止まりのダイヤの改善（日本海と瀬戸内海を結ぶ播但線鉄道整備・利用促進協議会）</p> <p>・今後も沿線市町と連携して、働きかけていく。</p>	<p>土木部 （交通政策課）</p>
<p>② 山陰本線を維持存続するとともに、ICカード乗車券（ICOCA等）を利用して乗車や下車などができるよう、IC車載器や未設置駅への簡易型IC端末等を導入すること。</p> <p>また、ユニバーサルツーリズムを推進するためにも、特急列車の停車駅である浜坂駅及び香住駅のバリアフリー化（エレベーターの設置や地下通路の段差解消）の取組について、町と連携してJR西日本に働きかけるとともに、県主体で実施すること。</p>	<p>鉄道駅のバリアフリー化は、高齢者、障害者を含む全ての人がいつでもいきいきと生活し、能力を発揮して活動できる安全・安心で快適なまちづくりの実現に重要であると認識している。</p> <p>県では、鉄道駅舎へのエレベーターやスロープの設置を支援しており、町と協力しながら、鉄道事業者に対して整備を働きかけていく。</p> <p>浜坂駅及び香住駅のバリアフリー化については、市町が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法）第25条に基づく移動等円滑化基本構想を策定し、駅を生活関連施設に位置付けた場合に、鉄道事業者の負担なくバリアフリー整備が可能となる制度を令和5年度から実施しているため、活用を検討されたい。（R6.11.8 新温泉町と協議済み）</p> <p>3月に予定している「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議公共交通事業者部会」（交通事業者と県で構成。R7.3.24予定）において、JR西日本に駅舎バリアフリー化への要望があることを伝える。</p>	<p>土木部 （交通政策課） まちづくり部 （都市政策課）</p>
<p>③ 姫新線において、現行ダイヤを維持するとともに、ICカード乗車券（ICOCA等）を利用して乗車や下車などができるよう、IC車載器や未設置駅への自動改札機等を導入すること。</p>		<p>土木部 （交通政策課）</p>
<p>④ 播但線において、寺前駅～和田山駅間の乗継解消のためのハイブリッド車両や蓄電池電車等の導入、福崎駅止めを寺前駅まで延長及び増結するとともに、ICカード乗車券（ICOCA等）を利用して乗車や下車などができるよう、IC車載器や未設置駅への自動改札機等を導入すること。</p> <p>また、エレベーター設置など、高齢者等の利便性の向上につながる取組について、町と共にJR西日本へ働きかけること。</p>		<p>土木部 （交通政策課） まちづくり部 （都市政策課）</p>

要望事項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p>(2) 人口減少や自動車利用への転換など、ローカル鉄道を取り巻く環境が大きく変化する中、地域住民の日常生活や観光・交流による地域活性化に欠くことができない鉄道を維持するため、利用促進を図る各種施策を展開するとともに、関係府県と連携し、路線維持に向けた積極的な関与と必要な支援について国に働きかけられたい。</p>	<p>・重要な社会インフラであるJRローカル線の維持に向け、令和6年度は、7月19日に協議会を開催し、各ワーキングチームの取組について、情報共有と意見交換を行った。引き続き、この体制を継続し、優良事例の横展開を図っていく。加えて県では、全国知事会と連携した国への働きかけなども行っている。</p> <p>・路線維持には国が果たす役割が大きいため、沿線市町や関係府県と連携し、引き続き、路線維持に向けた積極的な関与と必要な支援について国に働きかける。</p>	<p>土木部 (交通政策課)</p>
<p>(3) バス業界においては、慢性的な運転手不足に加え、時間外労働の上限規制が強化される「2024年問題」への対応が求められる中、地域の足として重要な役割を担う路線バスを維持するため、運転手確保のための施策を展開するとともに、財政支援を図られたい。</p>	<p>・住民の足として重要な役割を担うバス路線は、通勤・通学・通院・買い物など日常生活に不可欠な公共交通である。</p> <p>・令和6年度からは公共交通ネットワークを維持するため、人材確保に取り組む路線バス事業者の第2種免許取得費用等の補助制度を創設した。</p> <p>・さらに、令和6年度6月補正予算において、公共交通等事業者の採用・育成活動にかかる費用の補助を実施する。</p> <p>・引き続き、地域や交通事業者の実情を把握し、必要な支援を行う。</p>	<p>土木部 (交通政策課)</p>
<p>(4) 近年の高齢者による事故の増加等に伴い、運転を控えたり、運転免許証を返納する者も増える中でコミュニティバスを利用しようとする住民も増加しているが、距離的に自宅から最寄りのバス停までの移動が難しいケースも多い。このため、移動にタクシーを利用せざるを得ない場合もあることから、町がタクシー料金の一部を助成する場合、その経費に対する財政支援を国に働きかけられたい。</p>	<p>・住民の足として重要な役割を担うタクシーは、通勤・通学・通院・買い物など日常生活に不可欠な公共交通である。</p> <p>・市町によるタクシーの利用助成の状況を踏まえ、予算編成に対する国提案等を通じて、必要な財政支援を国に働きかける。</p>	<p>土木部 (交通政策課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p><b>13 教育対策・子育て支援の拡充強化</b>  将来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、教育並びに子育て環境の整備を推進する必要がある。  よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 教育環境の向上を図るため、学校施設長寿命化計画が円滑に進められるよう、予算の十分な確保、補助事業の採択、「学校施設環境改善交付金」の補助対象事業枠の拡大と補助単価の引上げ（補助単価と実工事費単価の乖離解消）を引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>県では、県内各自治体が計画どおりに整備事業を進めていくために、事業が確実に採択されるよう、国に対し、当初予算で必要な財源を確保するとともに、適切な時期に交付決定を行うよう求めている。  また、老朽化対策等のための設備更新や改修・改築に要する地方負担を軽減するため、補助率及び補助単価の引き上げを行うことを国に対して強く要望している。なかでも、補助単価の引き上げについては、近畿ブロック知事会議においても国へ要望事項として提言されている。  先般示された国の令和7年度当初予算案では、対前年度比10.0%増の建築単価の改定など、地方からの要望を踏まえ、財政支援の拡充が図られる予定である。  今後も、市町負担のさらなる軽減に向けて、財政支援の拡充や予算確保等を引き続き国へ求めていく。</p>	<p>教育委員会  （学事課）</p>
<p>(2) 安全・安心な学校給食を提供するため、「学校施設環境改善交付金」について、補助単価を引き上げるとともに、調理施設の円滑な更新を促すよう、調理器具等設備機器のみを新規購入・更新した場合についても補助対象とするよう、引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>学校給食施設に係る補助金については、新增築と改築が対象となっており、改修や、設備機器のみの新規購入または更新については対象外となっている。  給食施設設備については、「学校給食法」において、安全安心な学校給食の提供のため、衛生管理上適性を欠く事項がある場合には、改善のために必要な措置を講ずることとなっているが、多くの給食施設で老朽化が進んでおり、各市町でその対応に苦慮している実情については理解している。  県としても財政措置及び補助対象の拡充について、国に要望している。</p>	<p>教育委員会  （体育保健課）</p>
<p>(3) 安全で快適な教育環境のもと水泳の授業が行えるよう、学校プールについては新・改築と同様に老朽化対策としての改修についても「学校施設環境改善交付金」の対象とするよう、引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>屋内・屋外・上屋の学校水泳プール新築改築事業、耐震補強については国の「学校施設環境改善交付金」の補助対象事業となっているが、改修は対象外となっている。  県としては、学校プールの老朽化対策としての改修も補助対象とするよう、国へ要望している。なお、文部科学省の令和7年度概算要求において、学校水泳プールの老朽化改修にかかる費用を補助対象化とする制度改正が盛り込まれていたものの、実現には至っていない。</p>	<p>教育委員会  （体育保健課）</p>
<p>(4) 学校プール施設は整備や維持管理に多くの経費を要する一方で、その利用は夏期に限定されるなど、経済的かつ安定的な利用に必ずしも適していない。季節や天気によって柔軟に柔軟なカリキュラムの運用が可能となるよう、校外プールを積極的に活用するため、その利用料や移動バスの費用に加え、講師に要する経費等に対する補助制度の創設を国に働きかけられたい。</p>	<p>現在、国においては、学校プールの管理業務に関する負担を軽減するための取組として、指定管理者制度を活用したり、民間業者へ委託すること等を通じて教師等の負担を軽減することが考えられ、各学校設置者においては、こうした取組について検討するよう通知されている。  また、学校プールではなく、地域の公営・民営プールを活用して水泳指導を行うことも考えられることから、その際に発生する費用等に対する補助制度については国の動きを注視しながら、各市町に必要な情報を提供等していく。</p>	<p>教育委員会  （体育保健課）</p>
<p>(5) 待機児童の解消と「こども誰でも通園制度」に迅速かつ柔軟に対応できるようにする施設整備を円滑に行うため、「就学前教育・保育施設整備交付金」の交付基準額の引上げ（交付基準額と実工事費との乖離解消）を強く国に働きかけられたい。</p>	<p>就学前教育・保育施設整備交付金については、建築資材や労務単価が高騰し、実勢と補助基準額が乖離しているため基準額を見直すことと、自治体が計画している施設整備事業が確実に円滑に実施できるよう予算の確保に関しては引き続き国に要望していく。</p>	<p>福祉部  （こども政策課）</p>
<p>(6) 兵庫型学習システムの導入により、中学校はこれまでの少人数授業に加え、中学校1学年を上限とした35人学級編制も選択できるよう制度化されている。  こうした県独自の施策に関する予算規模を継続されるとともに、中学校全学年に対する35人学級編制の早期拡充を図られたい。</p>	<p>学級編制のあり方は、国に権限と責務があることから、国が措置すべきとの考えのもと、本県としては、これまでから様々な機会を捉えて35人学級編制の速やかな拡大、及びそれに伴う計画的な定数改善の着実な実施を国に要望してきている。  本県においては、令和4年度から、国の加配定数を最大限活用し、兵庫型学習システムを実施しており、中学校ではこれまでの少人数授業に加え1学年を上限とした35人学級編制が選択出来るよう制度化している。実際に35人学級編制を行った学校からは、生徒一人一人に関わりやすくメリットが大きいという声があがっている。  一方で県独自に中学校全学年で35人学級編制を実施する場合、学級数増に伴い、教科毎の時間数も増加するため、学級担任に加え、相当数の教科担任が必要となる。また、教室の確保やその財源が必要となるなどの課題がある。  こういった課題に対応するためには、国による制度改正が不可欠であると考えているところ、政府内では、令和8年度から中学校における35人学級の段階的な導入について合意がなされたと聞いている。  国に対しては、引き続き、中学3年生までの35人学級編制の速やかな拡大及び定数改善について要望していく。</p>	<p>教育委員会  （学事課）</p>

要望事項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
(7) 少人数学級の早期実現に向けて、少人数指導や専科指導等を担う加配教員を削減することなく教職員を確保するよう、引き続き国に働きかけられたい。	35人学級の拡充を含めた学級編制のあり方及びそれに伴う教職員定数の改善については、義務教育の機会均等及び、その水準の確保などを保障する責務を有する国において対応すべきものである。 義務標準法の改正に伴い、令和3年度から令和7年度まで小学校35人学級が段階的に導入されていくことから、本県においても、国のスケジュールに沿って、着実に進めていく。 一方で、国の35人学級の段階的導入に伴う定数改善には、加配定数の一部振り替えが含まれていることから、本県としては、少人数学級編制の拡充や、必要となる教職員定数の改善において、加配定数を基礎定数に振り替えることなく対応するよう、引き続き国に要望していく。	教育委員会 (学事課)
(8) 新学習指導要領を円滑に実施するため、教職員定数の改善による英語教育の専科指導教員の全校配置を早期に実現するよう、引き続き国に働きかけられたい。	英語専科教員の加配措置については、国の加配定数を活用して、指導体制の充実を図るため、常勤及び非常勤講師を配当している。令和6年度においては、英語専科教員の加配の要件を緩和し、全小学校562校中約56%（315校）の学校に配当している。 県では、小学校英語に対応できる人材確保のため、教員採用試験において「小学校・特別支援学校区分」で英語資格所有者や中高の英語免許所有者に加点措置を行っている。 今後も国の動向を注視しつつ、全国都道府県教育委員会連合会とも連携しながら引き続き国に対して加配の増員と資格要件の緩和を要望していく。	教育委員会 (学事課)
(9) GIGAスクール構想を推進するため、ICT支援員の配置水準を上げるよう国に働きかけられたい。	ICT支援員の配置にかかる費用については、国（文部科学省）による「学校のICT環境整備3か年計画」に基づく地方交付税措置が、令和7年度から令和9年度まで単年度1,837億円措置される予定であるものの、ICT機器の維持管理費や物価高騰など各自治体の負担が増大していることは認識している。今後も、現在の財政措置を継続するとともに、措置が講じられていない維持管理費等についても国に引き続き要望していく。	教育委員会 (教育企画課)
(10) 教員の業務負担軽減を図るため、教員の勤務時間適正化に向けた取組であるスクール・サポート・スタッフの全校配置について、国庫補助率の拡充を国に働きかけるとともに、県予算額の拡充を図られたい。	平成30年度から令和4年度までは県のモデル事業として、各市町1名配置し、各市町において外部人材の登用・活用を促してきた。 令和5年度からは、希望する各市町の全小・中学校・義務教育学校・特別支援学校に配置（R6配置予定校：738校）できるよう、県の予算を大幅に拡充し、市町への支援をしており、令和7年度についても、厳しい財政状況の中で予算確保に努め、同様の配置支援を行う。 既に多額の予算を計上していることから、さらなる拡充については、他の充実すべき施策との優先度等を踏まえ総合的に検討するとともに、国に対しては、国庫補助率の拡充や市町独自配置への補助など、制度の拡充を要望していく。	教育委員会 (教職員企画課)
(11) 発達障害や学習障害等支援が必要な児童に対する合理的配慮及び基礎的環境を充実させるため、特別支援教育支援員及び放課後児童クラブ（学童保育）加配支援員の配置並びに認定こども園における保育教諭加配についての財政支援の拡充と十分な予算枠の確保を引き続き国に働きかけられたい。	【特別支援教育支援員の配置】 特別支援教育支援員の配置に要する地方財政措置の更なる充実を図るよう、引き続き国に要望していく。 設置者である各市町においては、地方財政措置がなされており、特別支援教育支援員の配置・拡充に努めていただきたい。	福祉部 (こども政策課) 教育委員会 (特別支援教育課)
(12) 校内サポートルームにおける不登校児童生徒への個に応じた学習や生活の支援等を行う不登校児童生徒支援員について、全校配置に加え、各校でのより手厚い支援が可能となるよう、国庫補助率の拡充を国に働きかけるとともに、県予算額の拡充を図られたい。 また、学校外でも安心できる居場所を設置するため、校外サポートルームについても「不登校児童生徒支援員配置事業」の対象となるよう、補助制度の拡充を図られたい。	本県では、令和6年度から校内サポートルームへの支援員の配置について、全中学校と小学校4校に1名の補助を行っている。 現状として、市町ごとに雇用形態が異なっていることは認識している。先行して取り組んでいた事業を標準として実施しているため、このスキームで検討している。まずは、来年度、中学校について引き続き全校配置を支援するとともに、小学校については全校配置に向けて、段階的な配置支援の拡充を検討する。 支援員の配置については、県の厳しい財政状況ではあるが、今後の不登校児童生徒の状況も踏まえた継続的な予算の確保について取り組んでいくとともに、校内サポートルームの設置に必要な支援員等の人材配置について全小中学校に標準的に配置すべき職として位置づけ、財政支援の拡充を国に対して要望していく。	教育委員会 (義務教育課)
(13) 近年、子育て支援の一環として学校給食費を無償化する自治体が増えつつあるが、各自治体にとっては大きな財政負担となっている。このような中、食育の推進を目的とする学校給食については自治体間の格差を生じないよう、全ての自治体における無償化の実現に向けた財政支援等を強く国へ働きかけられたい。	学校給食を義務教育の無償化の一環として捉えるのであれば、義務教育の授業料が無償化されていることと同様に本来国が行うべきものと考えている。 国の動きとしては、令和6年6月文部科学省より、「こども未来戦略方針」を踏まえた学校給食に関する実態調査結果が公表された。この調査結果を踏まえ「小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。」とされており、12月に『「給食無償化」に関する課題の整理について』が公表された。 県としては、保護者の負担を軽減するため、また、令和4年6月に兵庫県議会において、「国に学校給食の無償化を求める意見書」が全会一致で採択されたことも踏まえ、学校給食費の無償化に向けた補助制度を創設するよう要望しており、今後も継続していく。 また、国の動きを注視しながら、各市町に必要な情報提供等を行っていく。	教育委員会 (体育保健課)

要望事項	要望に対する県の対応（令和7年度予算等）	所管部局
<p>(14) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境を整備するため、部活動指導員の配置支援や実証事業に対する継続した支援及び補助額の増額を国に働きかけるとともに、県においても同様の支援を図られたい。あわせて、地域移行型クラブの指導員に対する財政支援についても国に働きかけられたい。</p>	<p>本県では、適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めているため、希望する市町に対して部活動指導員の配置に係る経費の一部を補助し、中学校における部活動指導体制の充実と、部活動を担当する教員の負担軽減を図っている。</p> <p>平成30年度より部活動指導員の配置が始まり、各市町における中学校では、国・県・市町で1/3ずつ負担する国庫事業を活用し、平成30年度以降、配置市町及び配置人数は年々増加傾向にある。</p> <p>今後も、引き続き、部活動指導員の配置に向けた予算の確実な確保に努めるとともに、専門的な技術指導を受けられない生徒や、教職員の負担軽減のための環境整備を推進していく。</p> <p>県の部活動地域移行推進委員会（6月18日開催）、部活動地域移行推進協議会（7月12日開催）において、改革推進期間終了後の令和8年度に向けた具体的なロードマップを含む兵庫県部活動地域移行推進計画を策定（7月25日）し、市町組合に周知している。</p> <p>同計画においては、地域移行を進めるタイプとして、①地域移行型（学校管理外の地域クラブ等での受け入れをするタイプ）、②地域連携型（学校管理下で部活動指導員を活用して活動するタイプ）、③地域移行・地域連携ハイブリッド型（学校管理内外での受け入れが混在するタイプ）、この3つの実施型を示しながら、地域移行の推進に向けたロードマップを提示している。</p> <p>今後、部活動地域移行地区協議会を開催し、市町組合の実情に応じた要望等をヒアリングするなど、各市町組合の実情に応じた要望等を取りまとめて支援策を検討していく。</p> <p>また、国に対しては、具体的な制度設計の提示と必要な予算措置を引き続き求めていく。市町組合に対しては、各市町組合の実情に応じた独自の推進計画の策定が促進されるよう努めるとともに、国の実証事業や部活動指導員配置事業等の積極的な活用により、部活動地域移行が着実に推進されるよう引き続き支援していく。</p>	<p>教育委員会 （体育保健課） （義務教育課）</p>
<p>(15) 幼児教育・保育の無償化に関する財源については、地方負担に必要な財源を国の責任において確実に確保するよう、引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>幼児教育・保育の無償化に必要な財源については、地方財政計画に計上する際、その他の歳出を削減すること無く、一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置するよう国に要望している。</p> <p>併せて、個別団体の地方交付税の算定にあたっては、各団体の実態を踏まえ、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するよう働きかけている。</p>	<p>福祉部 （こども政策課）</p>
<p>(16) 保育士等保育人材確保のための財源を拡充するとともに、処遇改善の推進を引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>県では、保育人材の確保に向け、保育士・保育所支援センターによる職業紹介や、潜在保育士の復職を支援する研修に加え、保育士就職フェアの開催や、保育士資格の取得に向けた修学資金等の返還免除付き貸付にも取り組んでいる。</p> <p>保育士等の処遇改善に関しては、平成25年度から処遇改善等加算などにより月額最大153,000円の改善がなされている。加えて県単独事業として、職員を配置基準以上に配置する保育所等に人件費の支援を行うとともに、国の給与改善の対象外となる中堅保育士に対する技能や経験に応じた処遇改善も実施している。</p> <p>国に対しては、全国知事会等あらゆる機会を通じて、処遇改善をはじめとする保育人材確保のための総合的な対策の推進を要望していく。</p>	<p>福祉部 （こども政策課）</p>